

## 中小企業子育て支援助成金

育児休業または短時間勤務制度を導入後、平成18年4月1日以降に初めて制度利用者が出た一般事業主行動計画を策定している中小企業事業主が活用できる。(ただし、平成18年3月31日までに、「育児休業取得者」又は「短時間勤務利用者」のいずれかの対象労働者が1人でも出ている事業者は、支給対象となりません。)

この助成金は平成23年度までの時限的な助成金である。

### 受給要件

次の全ての要件に該当する事業主が受給の対象となる。

雇用保険の適用事業の事業主であること。

中小企業(常用労働者100人以下)の事業主であること。

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長に届け出ていること。

育児休業取得に係る支給申請の場合は、労働協約又は就業規則に育児休業について規定し、短時間勤務利用にかかる支給申請の場合には、労働協約又は就業規則に短時間勤務について規定していること。

平成18年4月1日以降に、次のいずれかの措置を講じること。

#### a. 育児休業の付与

(1)労働者が子の出生後6か月以上育児休業を取得し、職場復帰後6か月以上常時継続して雇用されていること。

#### b. 短時間勤務制度の適用

(1)3歳未満の子を持つ労働者が、6か月以上短時間勤務の制度を利用していること。

(2)対象となる短時間勤務制度を利用した事業主であって、下記のア～ウのいずれかであること。

ア. 1日の所定労働時間を短縮する制度(短時間勤務利用前に1日の所定労働時間が7時間以上の者について、1日の所定労働時間を1時間以上短縮していること。)

イ. 週又は月の所定労働時間を短縮する制度(短縮勤務利用前の1週当たりの所定労働時間が35時間以上の者について、1週当たりの所定労働時間を1割以上短縮していること。)

ウ. 週又は月の所定労働日数を短縮する制度(短時間勤務利用前に1週当たり所定労働日数が5日以上の方について、1週当たり所定労働日数を1日以上短縮していること。)

育児休業の場合は、該当の労働者を雇用保険の被保険者として、子の出生日前1年以上継続して雇用していたこと、かつ、職場復帰後6か月以上雇用していること。短時間勤務制度の場合は、該当の労働者を制度利用開始日前1年以上、雇用保険の一般被保険者として継続して雇用していたこと。

#### 不支給事由

労働保険料の納付を、過去2年間滞納していた場合。

労働関係法の重大な違反を行っている事業主。

申請時点において育児・介護休業法に違反し指導を受けたが是正していない場合。

過去3年間に不正行為をし、本来受けられない助成金を受け又は受けようとし不支給措置が取られていた場合。

### 受給内容の概要

育児休業、短時間勤務制度のいずれかの措置の利用者が初めて出た場合、5人目まで次の額を支給する。  
(ただし、同一の事業主であって支給申請の対象労働者が同一人である場合は、当該労働者は1人として数える。)

人数		1人目	2人目から5人目
育児休業		100万円	80万円
(注) 短時間勤務	6か月以上1年以下	60万円	40万円
	1年超2年以下	80万円	60万円
	2年超	100万円	80万円

(注)短時間勤務の場合は、制度利用開始日から6か月を経過した日において、子が3歳未満であること。

(注)平成21年度2月6日以後に支給要件を満たした事業者が対象となります。また、平成21年2月6日以前に助成金の支給を受けた事業者であってさらに、平成21年2月6日以降に2人目以降の支給の要件を満たした対象労働者がいる場合、当該事業者も2人目以降5人目まで支給の対象となります。

#### 【一般事業主行動計画】

平成21年4月1日以降301人以上の企業は、一般事業主行動計画の公表・周知が義務化になりました。  
(平成23年4月1日以降は、101人以上の企業も義務化になります。)

助成金の申請をする事業主は、従業員の人数にかかわらず一般事業主行動計画の公表・従業員への周知をしなければなりません。

### 受給手続

どこへ	(財)21世紀職業財団各地方事務所
何を (提出書類)	1. 中小企業子育て支援助成金支給申請書 2. 就業規則または労働協約(写) 3. 一般事業主行動計画策定・変更届(写)(都道府県労働局長の受理印があるもの) 4. 育児休業または短時間勤務制度の利用申出書(写) 5. 子の出生を証明できる書類(母子健康手帳等)(写) 6. タイムカードまたは出勤簿(写) 7. 賃金台帳(写) 8. 雇用保険被保険者資格等確認通知書(写) 9. 労働保険料申告書(写)及び納付書、領収証(写)
いつまでに	育児休業:職場復帰後6か月を経過した日の翌日から起算して、3か月以内 短時間勤務:制度利用終了日の翌日から起算して、3か月以内

(注)支給申請は、対象労働者が生じた事業所にかかわらず、**本社等**で行うこととする。

### 問い合わせ先

(財)21世紀職業財団各地方事務所